

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年4月21日)

- 犯罪被害者支援活動の推進について
..... 2
(警務部広報県民課)
- 可搬式速度違反自動取締装置の運用について
..... 3
(交通部交通指導課)
- 鳥取西道路の交通安全に関する検討について
..... 4
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

犯罪被害者支援活動の推進について

令和3年4月21日
警察本部
(警務部広報県民課)

1 概要

犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「センター」という。）の財政基盤強化のため、この度、パンの製造・販売を行っている有限会社亀井堂及びすなば珈琲の店舗を展開する有限会社SUNABA COMPANYに対してセンターの活動支援の協力を依頼したところ、賛同を得、有限会社亀井堂は直営店で扱う「亀井堂のサンドイッチ」を、有限会社SUNABA COMPANYは“新”鳥取駅前店、アートプレイスすなば珈琲の2店舗で提供するコーヒーを寄附金付き支援商品として販売することとなった。

2 協力店舗等

(1) 有限会社亀井堂（代表取締役社長 地原忠実）

令和3年2月1日（月）から販売

協力店舗：亀井堂直営店

商品名：亀井堂のサンドイッチ（税込み210円）

寄附額：1個につき4円（推定年間寄附額約2万円）

販売方法：寄附金付き支援商品であることを示すシールを貼付



(2) 有限会社SUNABA COMPANY（代表取締役社長 村上和良）

令和3年4月1日（木）から販売

協力店舗：“新”鳥取駅前店

アートプレイスすなば珈琲

商品名：すなば珈琲スペシャルブレンド（税込み440円）
他3点

寄附額：1杯につき3円（推定年間寄附額約20万円）

販売方法：店舗で扱うメニュー表（タブレット）に、
寄附金付き支援商品であることを表記



3 販売に至る経緯

センターにおいては財政基盤の強化が喫緊の課題となっており、県警察においても、寄附金付き自動販売機の設置以外に新たな寄附金付き支援商品が開発できないか複数の企業と交渉していたところ、従前から警察行政に理解があり知名度もある有限会社亀井堂及び有限会社SUNABA COMPANYが、センターの業務目的と同社が掲げる社会貢献の理念が一致するとして、寄附金付き支援商品の販売を快諾いただいた。

4 社会的反響

有限会社亀井堂で寄附金付き支援商品を販売した日及びアートプレイスすなば珈琲で開催された犯罪被害者支援商品取扱店証交付式では、県内の報道機関が取材に訪れ、地元のニュースや新聞に取り上げられた。

可搬式速度違反自動取締装置の運用について

令和3年4月21日
警察本部
(交通部交通指導課)

1 可搬式速度違反自動取締装置導入の目的

未就学の子供が犠牲となる事故や高齢運転者による社会的反響のある事故が連続して発生し、「未就学児童及び高齢者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日）」が閣議決定され、警察の役割として、「子供の交通が多い生活道路等における可搬式速度違反自動取締装置等を活用した適切な役割」が明記されたことから、本県においても可搬式速度違反自動取締装置を導入した。

2 可搬式速度違反自動取締装置LSM-310（東京航空計器製）の概要



- レーザー光を回転走査（スキャン）させ、1スキャンごとの走行車両の位置変化を連続的に計測することにより車両速度を計測する。
- 従来型の即日検挙方式のほか、後日検挙方式も可能である。

3 運用方法

交通事故の分析結果や住民要望などから取締りの必要性が認められるものの、違反車両等の停止場所が確保できないなどの理由で即日検挙方式による取締りが困難となっている通学路等（市街地及び生活道路）において、警察署等が後日検挙方式の取締りを実施する。

なお、違反車両が安全に停止できる場所がある場合は、即日検挙方式も実施する。

4 全国警察の運用状況

- 38都道府県警において運用中（令和2年4月現在）
- 令和2年度に8県警において運用開始した。
- 令和3年度中に全国警察において運用開始予定である。

5 生活道路における交通事故の分析結果

- 県下の交通事故は年々減少しているものの、生活道路における交通事故の割合はほぼ横ばいで推移している。（平均20.1%）
- 生活道路での事故による被害は、20歳以下の若年層、75歳以上の高齢者の被害が多い。
- 特に75歳以上になると、生活道路における歩行中の死傷が顕著である。

鳥取西道路の交通安全に関する検討について

令和3年4月21日
道路企画課
警察本部
(交通部交通企画課)

鳥取西道路において2月～3月に連続して交通事故が発生しているとの報道を受け関係者が会し、その事故要因を検証し対策の検討を行いました。

○概要

開催日：4月12日（月） 開催場所：鳥取河川国道事務所

メンバー：国土交通省鳥取河川国道事務所、国土交通省倉吉河川国道事務所、県警本部、鳥取県、NEXCO西日本米子高速道路事務所

アドバイザー：鳥取大学、(一社)鳥取県トラック協会、(一社)鳥取県バス協会・(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会、(一社)日本自動車連盟鳥取県支部

○鳥取西道路の事故発生状況（令和元年5月～令和3年3月）

- ・鳥取西道路において今年の2月～3月に連続して交通事故が発生しているとの報道がなされたところ。
- ・事故の多くはインターチェンジ付近に多い傾向がある。
- ・鳥取西道路は道路構造令に適合した構造であり、構造的に問題はない。
- ・事故原因の主なものは、運転手の前方不注意・操作不適と、安全確認不足によるものである。
- ・事故の殆どは物損事故であり、死亡事故は発生していない。
- ・ワイヤーロープ設置により、車線逸脱による正面衝突の重大事故（人身事故）を防止している。



○対策

当面の安全対策として、以下の事項を行うこととした。

- ①注意喚起看板の追加（事故多発・速度注意・速度低下）
- ②中央付近に振動音を発生させる交通安全施設及び導流破線（区画線）の設置
- ③交通マナー向上（走行注意）のための啓発活動

